- ウ 区災対本部からの災害情報等を、議会支援本部を通じて本部員等に伝達する。
- エ 被災状況や被災者等の意見・要望等を議会支援本部において調整するとと もに、区災対本部に提案・提言・要望を行う。

(3)復旧・復興期

ア 区災対本部と連携・協力し、国・都等への要望を行う。

イ 復旧・復興に向けて、必要な条例、予算等を速やかに審議する。

9 議員の役割

(1)議長(本部長)の役割

議長(本部長)の任務は、次のとおりとする。

- ア 議会支援本部設置前
- (ア)議員の自宅、連絡先等をあらかじめ把握しておく。
- (イ)区の対応状況等を把握する。
- (ウ)災害等が会議開会中に発生した場合、必要に応じて会議を休憩又は散会 し、区議会事務局職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示を行う。
- (エ)災害の状況及び必要に応じて、議事堂に登庁し、区議会事務局長と対応 を協議する。

イ 議会支援本部設置後

- (ア)本部員等の安否等を速やかに確認すること。
- (イ)区災対本部からの情報提供を受け、必要に応じて本部員等へ情報提供する。
- (ウ) 本部員等から受けた情報を必要に応じて集約し、区災対本部へ伝達する。
- (エ)必要に応じて区災対本部に要請する。
- (オ)区災対本部からの要請に対し、本部員等と連携・協力する。
- (カ)その他必要と認める事項

(2)議員(本部員等)の役割

議員(本部員等)の任務は、次のとおりとする。

- ア 議会支援本部設置前
 - (ア)区の対応状況等を把握する。
 - (イ)区災対本部が発表した情報を区民に提供する。

イ 議会支援本部設置後

- (ア)自らの安否及び自宅、連絡場所等を、メール、FAX、電話、伝言ダイヤル等、可能な手段により、本部長に報告する。なお、その際「安否確認表」 (様式1)又はこれに準じた書式を用いることとする。
- (イ)自身及び家族の安全確保後、議員としての立場(非代替性)を踏まえた上で、消防団など地域での災害救助活動への参画に努める。
- (ウ)災害の状況に応じて、安全な場所で待機し、議長の指示を待つ。
- (エ)地域で得た情報は、必要に応じて「情報連絡表」(様式2)又はこれに準 じた書式により本部長に報告する。
- (オ)議会支援本部及び区災対本部から得た災害情報、支援情報等を区民に提供するとともに、区民からの相談に対応する。
- (カ)本部長を通じた区災対本部からの要請に対し協力する。
- (キ)その他本部長が必要と認める事項

(3)全国瞬時警報システム(Jアラート)発令時の議員の対応

- ア 危機管理対策本部体制の場合は、防災行政無線及びエリアメール・緊急速報メール、テレビ、ラジオなどを確認し正しい情報を得るとともに、身の安全確保を図る。
- イ 災害対策本部体制又は国民保護対策本部体制の場合は、議会支援本部を設置し、対応する。